**平成２４年（フ）第１２４１５号**
東京都杉並区荻窪３丁目７－２－12－401
債務者　中林　一明
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１２４１７号**
東京都墨田区立花４丁目27－13－301
債務者　永井久美子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１２４１８号**
東京都新宿区北新宿１丁目33－４－103
債務者　池田　康次
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１２４１９号**
東京都江東区亀戸３丁目36－13－305
債務者　井上トゥエンこと　タラン，ティビーチトゥエン
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１２４２１号**
東京都中野区野方５丁目７－22－105
債務者　市谷　友美
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４１６号**
岡山県赤磐市尾谷420番地
債務者　西岡加寿子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第５６１号**
静岡県焼津市石津港町32番地の25　山田荘１号室
債務者　木村　恵子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第５８号**
栃木県大田原市中田原1959番地５
債務者　須藤　顕司
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月20日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

**平成２４年（フ）第５９号**
栃木県大田原市中田原1959番地５
債務者　須藤　泉美
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月20日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

**平成２４年（フ）第６０号**
栃木県那須塩原市南郷屋４丁目139番地67
綱川コーポ202号
債務者　井上　未歩
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月20日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

**平成２４年（フ）第１０３号**
栃木県小山市大字間々田2453番地14　諏訪住宅２号室、従前の住所栃木県小山市大字南飯田295番地60
債務者　大沼　代輔
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２４年（フ）第１１５号**
栃木県小山市城北２丁目６番地１
債務者　折笠　康弘
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後３時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２４年（フ）第９８４９号**
東京都世田谷区粕谷３丁目32－12－101
債務者　浦田　淳子（旧姓成川）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１０５８９号**
東京都世田谷区太子堂３丁目４－14－202
債務者　土佐　和江
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１０６７２号**
東京都豊島区南大塚１丁目58－７－201
債務者　山木美奈子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１０９５７号**
東京都新宿区上落合３丁目10－13－206
債務者　島田　　栄
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部